

○内閣府告示第八十八号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から適用する。ただし、同日前の費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇七 略〕</p> <p>八 教育・保育給付認定子ども 法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>九 地域区分 別表第一の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ教育・保育給付認定子どもの利用に係る施設等（第一号から第七号までに掲げる施設又は事業に係る事業所をいう。以下同じ。）が所在する同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の下欄に掲げる地域をいう。</p> <p>〔十・十一 略〕</p> <p>十二 公定価格 当該教育・保育給付認定子どもについて、第二条から第十四条までの規定により基本部分（第十五号に規定する基本部分をいう。）、基本加算部分（第十六号に規定する基本加算部分をいう。次号において同じ。）、加減調整部分（第三十号に規定する加減調整部分をいう。）、乗除調整部分（第三十一号に規定する乗除調整部分をいう。）及び特定加算部分（第三十二号に規定する特定加算部分をいう。）を基に算出する額とする。</p> <p>十三 月額調整 当該教育・保育給付認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合に、当該年度内に限り適用する基本分単価（次号に規定する基本分単価をいう。）又は基本加算部分の単価の区分をいう。</p> <p>〔十四・十五 略〕</p> <p>十六 基本加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて第二十一号から第二十八号の二まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号から第五十一号の二まで、第五</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>八 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。</p> <p>九 地域区分 別表第一の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ支給認定子どもの利用に係る施設等（第一号から第七号までに掲げる施設又は事業に係る事業所をいう。以下同じ。）が所在する同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の下欄に掲げる地域をいう。</p> <p>〔十・十一 同上〕</p> <p>十二 公定価格 当該支給認定子どもについて、第二条から第十四条までの規定により基本部分（第十五号に規定する基本部分をいう。）、基本加算部分（第十六号に規定する基本加算部分をいう。次号において同じ。）、加減調整部分（第三十号に規定する加減調整部分をいう。）、乗除調整部分（第三十一号に規定する乗除調整部分をいう。）及び特定加算部分（第三十二号に規定する特定加算部分をいう。）を基に算出する額とする。</p> <p>十三 月額調整 当該支給認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合に、当該年度内に限り適用する基本分単価（次号に規定する基本分単価をいう。）又は基本加算部分の単価の区分をいう。</p> <p>〔十四・十五 同上〕</p> <p>十六 基本加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて第二十一号から第二十八号まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号、第五十一号、第五十六号及び第五</p>

十六号及び第五十九号から第六十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。

〔十七〜二十三 略〕

二十四 満三歳児対応加配加算 当該施設等において、満三歳児（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が二歳である者）六人につき、担当する教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

〔二十四の二〜二十六 略〕

二十七 給食実施加算 当該施設等において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもについて給食を実施する場合には、週当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう。

二十八 「略」

二十八の二 副食費徴収免除加算 当該施設等において、給食を実施する際、副食費の徴収が免除されることについて、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子どもがいる場合に加算されるものをいう。

二十九 年齢別配置基準 当該施設等の区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における教育・保育給付認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

三十 「略」

三十一 乗除調整部分 当該施設等において、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数が当該施設等の定員を恒常的に超過している場合に、別表第二及び別表第三の各区分に応じて基本分単価及び基本加算部分を乗除調整するものをいう。

十九号から第六十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。

〔十七〜二十三 同上〕

二十四 満三歳児対応加配加算 当該施設等において、満三歳児（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が二歳である者）六人につき、担当する教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

〔二十四の二〜二十六 同上〕

二十七 給食実施加算 当該施設等において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもについて給食を実施する場合には、週当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう。

二十八 「同上」

〔号を加える。〕

二十九 年齢別配置基準 当該施設等の区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における支給認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

三十 「同上」

三十一 乗除調整部分 当該施設等において、当該施設等を利用する支給認定子どもの数が当該施設等の定員を恒常的に超過している場合に、別表第二及び別表第三の各区分に応じて基本分単価及び基本加算部分を乗除調整するものをいう。

〔三十二〕五十四 略〕

五十五 入所児童処遇特別加算 当該施設等において、高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して教育・保育給付認定子どもの処遇の向上を図り、かつ、一時預かり事業等の複数事業を行う場合に加算されるものをいう。

〔五十六〕五十九 略〕

六十 家庭的保育補助者加算 当該施設等において、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数に応じて家庭的保育補助者（家庭的保育事業等設備運営基準第二十三条第三項に規定する家庭的保育補助者をいう。）を配置する場合に加算されるものをいう。

六十一 家庭的保育支援加算 当該施設等が家庭的保育支援者（家庭的保育事業の支援に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受け、家庭的保育者若しくは家庭的保育補助者に対し指導及び支援を行う者をいう。）又は連携施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第四十二条第一項に規定する連携施設をいう。）から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

〔六十二〕六十四 略〕

六十五 連携施設加算 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育連携施設（特定教育・保育施設等運営基準第四十二条第六項に規定する居宅訪問型保育連携施設をいう。）を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

（特別利用保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第三条 法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二における保育所の表中二号の保育短時間認定区分に規定するもの（当該施設等を利用する教育・保育給付認

〔三十二〕五十四 同上〕

五十五 入所児童処遇特別加算 当該施設等において、高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して支給認定子どもの処遇の向上を図り、かつ、一時預かり事業等の複数事業を行う場合に加算されるものをいう。

〔五十六〕五十九 同上〕

六十 家庭的保育補助者加算 当該施設等において、当該施設等を利用する支給認定子どもの数に応じて家庭的保育補助者（家庭的保育事業等設備運営基準第二十三条第三項に規定する家庭的保育補助者をいう。）を配置する場合に加算されるものをいう。

六十一 家庭的保育支援加算 当該施設等が家庭的保育支援者（家庭的保育事業の支援に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受け、家庭的保育者若しくは家庭的保育補助者に対し指導及び支援を行う者をいう。）又は連携施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第四十二条第一項に規定する連携施設をいう。）から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

〔六十二〕六十四 同上〕

六十五 連携施設加算 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育連携施設（特定教育・保育施設等運営基準第四十二条第二項に規定する居宅訪問型保育連携施設をいう。）を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

（特別利用保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第三条 法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二における保育所の表中二号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第二に定め

定子どものうち、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもにおける基本分単価については、別表第二に定めた額から七千五百円（副食費の徴収が免除されることについて、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子ども（第六条及び第七条において「副食費徴収免除対象子ども」という。）にあつては、三千円）を減じた額」とする。

（特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第六条 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「略」
- 二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。
 - イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額」とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価に

た額から四千五百円を減じた額、ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもにおける基本分単価については、別表第二に定めた額から七千五百円を減じた額」とする。

（特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第六条 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「同上」
- 二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。
 - イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる支給認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる支給認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額」とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価に

については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 「略」

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳

については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 「同上」

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定

以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の四十五、四歳以上児は百分の四十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。

四 「略」
五 第一号から第三号までにおいて、副食費徴収免除対象子どもについては、算定した額に四千五百円を加えた額とする。

（特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第七条 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一 家庭的保育事業 別表第三における家庭的保育事業の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合

員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の四十五、四歳以上児は百分の四十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。

四 「同上」
「号を加える。」

（特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第七条 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一 家庭的保育事業 別表第三における家庭的保育事業の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては

においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子ども

、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ハ C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価

もを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額」とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十、四歳以上児は百分の四十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。

四 「略」

五 第一号から第三号までにおいて、副食費徴収免除対象子ども（当該年度中に満三歳となるものを除く。）については、算定した額に四千五百円を加えた額とする。

（月の途中における入退所に関する公定価格）

第十三条 子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項に規定する事由（子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第三号に規定する事由を除く。）のあった教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての公定価格は、第二条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十五、四歳以上児は百分の四十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。

四 「同上」

「号を加える。」

（月の途中における入退所に関する公定価格）

第十三条 子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項に規定する事由（子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第三号に規定する事由を除く。）のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者についての公定価格は、第二条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（法第二十八条

育給付認定子ども（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）については、二十五）で除して得た数を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第十四条 第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合及び施設長に係る経過措置が適用される場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで及び第五十九号から第六十五号までの各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

（教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項（同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、処遇改善等加算Ⅱ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算、障害児保育加算及び施設長に係る経過措置が適用される場合の額

第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）については、二十五）で除して得た数を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第十四条 第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合及び施設長に係る経過措置が適用される場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号、第五十一号、第五十三号から第五十六号まで及び第五十九号から第六十五号までの各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

（支給認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、処遇改善等加算Ⅱ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算、障害児保育加算及び施設長に係る経過措置が適用される場合の額を減じた額とする。

を減じた額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）